

## 羽生市通訳ボランティア登録制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、日本語を話すことのできない外国籍市民の生活を支援する通訳ボランティアの登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (支援内容)

第2条 通訳ボランティアが行う支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 市役所窓口での各種手続きにおける通訳
- (2) その他市長が特に必要と認める業務

### (登録資格)

第3条 通訳ボランティアに登録をすることができる者は、国際交流活動に理解と熱意を有するもので、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 申込み時において満18歳以上の者
- (2) 無報酬で活動できる者
- (3) 日常会話において外国語から日本語への通訳が支障なくできる者

### (登録方法)

第4条 通訳ボランティアに登録を希望する者は、羽生市通訳ボランティア登録申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、羽生市通訳ボランティア登録名簿(様式第2号)に登録し、羽生市通訳ボランティア登録決定通知書(様式第3号)を当該名簿に登録した者(以下「登録者」という。)に交付するものとする。

### (登録期間)

第5条 登録者の登録期間は、登録した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、登録者から特に申入れがない限り、登録期間を登録の満了日の翌日から更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

### (登録内容の変更)

第6条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに、羽生市通訳ボランティア登録事項変更届(様式第4号)により市長に届け出るものとする。

### (登録の取消し)

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から辞退の申入れがあったとき。
- (2) 長期間にわたり理由なく連絡が取れないとき。
- (3) 登録者が死亡したとき。
- (4) その他市長が通訳ボランティアとして適格でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録者を通訳ボランティア登録名簿から削除する。

(依頼申込み)

第8条 通訳ボランティアの依頼を希望する課等の長（以下「所管課長」という。）は、羽生市通訳ボランティア依頼申込書（様式第5号）を秘書広報課長に提出しなければならない。

(依頼)

第9条 所管課長は、前条の規定による依頼をした後、羽生市通訳ボランティア登録名簿から適当と認める登録者を選出し、支援内容等について直接調整するものとする。

2 所管課長は、前項の規定により調整した内容について、秘書広報課長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第10条 登録者は、通訳ボランティアの活動上知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（令和3年8月6日告示甲第68号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。